

防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱

平成 6 年 7 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、防府市が発注する建設工事等（防府市建設工事等請負業者選定事務要綱（昭和 53 年 4 月 1 日制定。以下「選定要綱」という。）第 1 条に規定する建設工事等をいう。以下「工事」という。）の適正な執行を確保するため、選定要綱第 8 条の規定に基づき、建設工事等の競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）の指名停止について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第 2 条 有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、有資格業者が防府市物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成 12 年 8 月 1 日制定。以下、「物品調達等指名停止措置要綱」という。）第 1 条に規定する者（以下、「物品調達等有資格業者」という。）であって、同要綱第 2 条に基づく指名停止等の措置が行われる場合には、同条の規定に準じて、指名停止を行うことができるものとする。

3 指名停止を行ったときは、工事の請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に対する指名停止)

第 3 条 前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ

行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

（1）指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することになったとき。

（2）別表第2第1号から第14号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第14号の措置要件に該当することとなったとき。（前項に掲げる場合を除く。）

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（第5条第1号に該当する場合にあっては、別表第2第4号及び第6号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重

大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該案件について、別表第2第4号又は第6号に該当したとき、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間(当該案件について、有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表者役員等」と総称する。)又は有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)の関与が明らかである場合に限る。)

又は1.5倍の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札

等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第 2 第 4 号又は第 5 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第 1 号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に 1 か月加算した期間

（3） 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第 2 第 6 号又は第 7 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第 1 号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に 1 か月加算した期間

（指名停止事案の発生報告）

第 6 条 工事を主管する課等の長は、有資格業者が別表各号に定める措置要件に該当すると認めるときは、書面により契約課に報告するものとする。

（指名停止の通知）

第 7 条 第 2 条第 1 項若しくは第 3 条各項の規定により指名停止を行い、第 4 条第 5 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第 4 条第 6 項の規定により指名停止を解除したときは、第 1 号様式、第 2 号様式又は第 3 号様式で当該有資格業者に遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 有資格業者が物品調達等有資格業者である場合についての指名停

止の通知にあたっては、物品調達等指名停止措置要綱第6条第1項に基づく指名停止の通知と併せ、1通として通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号、第5号及び第6号に規定する場合は、あらかじめ市長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止等)

第9条 指名停止の期間中の有資格業者は、その期間中、市発注工事の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止措置の公表)

第11条 指名停止を行った場合は、当該有資格業者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由を公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事由については、選定要綱第7条に定める競争入札審査会に諮り決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 市が発注した建設工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(過失による粗雑行為) 2 市が発注した工事の施工にあたり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。） 3 前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか、市が発注した工事の施工にあたり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市が発注した工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 6 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 市が発注した工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内 当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内

別表第 2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、防府市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が防府市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。	公訴を知った日から
(1) 代表役員等	8 か月以上 2 4 か月以内
(2) 一般役員等	6 か月以上 1 8 か月以内
(3) 有資格業者の使用人で前号に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	4 か月以上 1 2 か月以内
3 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が防府市の職員以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	4 か月以上 9 か月以内
(2) 一般役員等	2 か月以上 6 か月以内
(3) 使用人	2 か月以上 4 か月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 市が発注した工事に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月以上 2 4 か月以内
5 一般工事に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 か月以上 2 4 か月以内
(競売入札妨害又は談合)	
6 市が発注した工事に関し、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 2 4 か月以内
7 一般工事に関し、役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3 か月以上 2 4 か月以内

(暴力団排除) 8 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。 9 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。 10 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 11 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 12 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であること知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。 13 市が発注した工事を施工するにあたり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。 14 市が発注した工事を施工するにあたり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。	当該認定をした日から12か月以上24か月以内 当該認定をした日から6か月以上24か月以内 当該認定をした日から4か月以上12か月以内 当該認定をした日から4か月以上12か月以内 当該認定をした日から4か月以上12か月以内 当該認定をした日から4か月以上12か月以内
(建設業法違反行為) 15 市が発注した工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 16 一般工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内 当該認定をした日から1か月以上9か月以内

(不正又は不誠実な行為) 17 市が発注した工事の請負契約において、落札しても契約を締結しないとき、又は契約の辞退を申し出たとき。 18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月以上9か月以内 当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(私的行為による法令違反) 19 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

第 1 号様式

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

指名停止通知について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

記

指名停止業者

代表者氏名

所在地

指名停止の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

指名停止の理由

第 2 号様式

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

指名停止期間の変更通知について

年 月 日付 第 号で指名停止を行った
このことについては、下記のとおり当該指名停止の期間を変更しましたので通知します。

記

従前の指名停止の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

変更後の指名停止の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

変更の理由

第 3 号様式

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

指名停止の解除通知について

年 月 日付 第 号で指名停止を行った
このことについては、 年 月 日付で当該指名停止を
解除したので通知します。